

Title	フルドリヒ・ツヴィングリの神学思想における"Gemeinde"概念について
Sub Title	Was ist die Gemeinde? Uber die verschiedenen Begriffe "Gemeinde" in der Schriften Zwinglis
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.3 (1997. 3) ,p.129(449)- 146(466)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970300-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フルドリヒ・ツヴェイングリの 神学思想における“Gemeinde”概念について

野々瀬 浩 司

(一) はじめに

ペーター・ブリックレの「共同体宗教改革論 („Gemeinderreformations“)⁽¹⁾」が公にされて以来、宗教改革史研究においては、以前の教会史、神学思想史、そして、国制史を中心とした伝統的な分析方法ではなく、社会史として総合的な角度から、特にその担い手となった平民 (Gemeiner Mann)⁽²⁾ の立場で幅広く考察する傾向が一層強まった。さらに、このブリックレの理論によって、都市、特に十六世紀初に比較的より多くの自治を獲得していた帝国都市の政治・経済・社会的な構造との関連に重点が置かれてきた従来の研究状況に対して、農村にまでその視野を拡大し、「共同体」という共通の概念によって都市と農村の宗教改革運動を総合的に把握すること

とになった。

このブリックレのテーゼに対し、様々な評価や批判が寄せられたが、なかでもH・シリングのものは、ある意味では非常に説得的な要素を含んでいる。⁽³⁾ 具体的に彼は、「共同体宗教改革論」の核心を根底から揺さぶるような六つの疑問点を提示しているが、特にその最後のものとして、ブリックレの理論において都市や農村の下からの宗教改革運動の神学的背景やその思想的影響力の主体が、主に北ドイツのルター主義よりは、むしろ、スイスのツヴェイングリ派に置かれている点を厳しく批判している。それに対して、ブリックレ自身は、彼の著作の中でツヴェイングリとルターとの間の「共同体論」の相違に関して、前者が後者以上に共同体の権限、特に破門の権限をより多く認めている点、さらには、ツヴェイングリの

意識の中で信仰共同体と生活共同体とが具体的に重なり合っている点等を軽く言及するに留ま⁽⁴⁾っている。

従って、本稿はツヴェイングリの「共同体論」、具体的には“Gemeinde”という言葉をどのような文脈で使用しているのかについて分析し、その成果に基づいて「共同体宗教改革論」の有効性の問題に関して一つの題材を提示しようという試みである。ただし、それに付随した彼の壮大な神学体系全体に関しては、具体的には教会論(洗礼論、聖餐論等)、国家論、そして、法概念等については問題が拡散してしまう危険性があるので、可能な限り言及しないこととする⁽⁵⁾。また、対象となる史料は、公刊されているツヴェイングリ全集に収められている著作のうちで、聖書注解や手紙を除いたドイツ語の文献に限定する⁽⁶⁾。本来ならば、ラテン語の著作も参照すべきではあるのだが、ドイツ語の“Gemeinde”という言葉とそれに相応すると思われるラテン語の様々な表現、例えば“ecclesia” “commune” “communitas” “communio” “participatio” “societas” “consortium”等の単語との間の言語的な相関関係、さらには、それらのラテン語の言葉自体が持つ古い歴史的な表現豊かな意味の広がりについて考慮し、分析するためには、紙面上の制約もあり、

従って、本稿では割愛させて戴く⁽⁷⁾。

それではまず、概念整理のための便宜的な観点から、ツヴェイングリが“Gemeinde”という言葉を、世俗的な対象に用いた場合と、信仰に関する事柄のために使用したケースとを分けて、考察してみたい⁽⁸⁾。ただし、元来ツヴェイングリは思想的に政治共同体と信仰共同体との間の明確な区別というものを余り構想しておらず、しかも、より後期になるとほとんど両者を同一視していた傾向があるので、このように分類すること自体が本稿の主旨ではないことは、予め言及しておく。

注

- (1) Peter Blicke, *Gemeindereformation. Die Menschen des 16. Jahrhunderts auf dem Weg zum Heil*, München 1985; ders., *Die Reformation im Reich*, 2. Auflage, Stuttgart 1992. 後者の文献には邦訳として、田中真造／増本浩子共訳『ドイツの宗教改革』(教文館、一九九一年)がある。
- (2) 平民 (Gemeiner Mann) の概念については、以下の箇所を詳し。Vgl. Robert H. Lutz, *Wer war der gemeine Mann? Der dritte Stand in der Krise des Spätmittelalters*, München-Wien 1979; Peter Blicke, *Die Revolution von 1525*, 3., erw. Aufl., München 1993, S. 191-195.
- (3) Heinz Schilling, *Die deutsche Gemeindereformation*.

Ein oberdeutsch-zwinglianisches Ereignis vor der „reformatorischen Wende“ des Jahres 1525?, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 14 (1987), S. 325-332.

(4) Blickle, *Gemeindereformation*, a.o., S.141-142.

(5) シュヴィンゲリの教会論に関して専門的に取り扱った古典的文献として、A・フアルナーの論文が挙げられる。Vgl. Alfred Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, Tübingen 1930.

また、シュヴィンゲリの教会論については、本稿ではその他の以下の研究書等を参照した。Vgl. William Peter Stephens, *Zwingli. An Introduction to his Thought*, Oxford (Clarendon) 1992, S.111-122; Jacques Vincent Pollet, *Huldrych Zwingli et le Zwinglianisme, Essai de synthèse historique et théologique mis à jour d'après les recherches récentes*, Paris 1988, S.114-161, S.364-377; Jaques Courvoisier, *Zwingli. Théologien Réformé*, Neuchâtel 1961, S.52-67.

(6) Emil Egli/ Joachim Staedtke / Fritz Büsser (Hgg.), *Huldrych Zwingli: Sämtliche Werke. Autorisierte historisch-kritische Gesamtausgabe(Corpus Reformatorum)*, 16 Bde, Theologischer Verlag Zürich, Zürich 1905ff. ただし、以下 ZSW. ヲ整ヤ。

(7) 以下、"Gemeinde" ヲスベ言葉ヲ、古語学ニシテの "kimeini" & "gimeinda" 中世学ニシテの "almeinde" 等の様々の神語ヲ起源トシテスベガ、中世学ニシテ "Gemeinde" ヲ "Gemeine" ヲスベニシテの神語ヲ純粹ニ分離トシテ考ヤスベナリ

とは難しく、従って、本稿でもこの二種類の単語形態を問題にしていきたい。また、その言葉の意味自体も非常に多様な概念を含み、具体的にはあらゆる種類の人的な結合、土地(特に共有地)と結びついた概念、会議、集会、取り決め、謀議、宗教的な団体等を指し示す場合がある。Vgl. *Deutsches Wörterbuch von Jacob und Wilhelm Grimm* Bd.5, Leipzig 1897 (Nachdruck 1991), S.3220-3221; Karl Siegfried Bader, *Das Dorf. Studien zur Rechtsgeschichte des mittelalterlichen Dorfes, Zweiter Teil: Dorfgemeinschaft und Dorfgemeinde*, Köln 1962, S.13-20.

(8) その他、シュヴィンゲリが、"in der Gemeinde" & "in einer Gemeinde" ヲスベ熟語の形を、全く別の用法トシテハの言葉を使用して居る。その意味は、文脈によリ異なるが、多くの場合、"im allgemein" "insgemein" "überhaupt" (一般的に) 等トヤスベ。Vgl. ZSW, Bd.1, S.575; ebenda, Bd.2, S.366; ebenda, Bd.3, S.159; ebenda, Bd.4, S.425; ebenda, Bd.5, S.253; ebenda, Bd.6/1, S.186 (Z.6,Z.19), S.209.

ハの用法トシテ、ケリムの『ラテン語辞典』ニヤサスベ "Gemeinde" トシテの証明のベヤトヤ(4)の項ト相対ヤスベトヤサスベ。Vgl. *Deutsches Wörterbuch* Bd.5, a.o., S.3228-3232.

(9) Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.o., S.113, S.119, S.130; Lee Palmer Wandel, "Brothers and Neighbors. The Language of Community in Zwingli's Preaching," in: *Zwingliana. Beiträge zur Geschichte*

Zwingli's der Reformation und des Protestantismus in der Schweiz Band 17, Heft 3, Zürich 1988/1, S.372. F. Büchler 著 / 森田安一訳 『ツヴィングリの人と神学』 (新教出版社、一九八〇年) 百七頁。

(二) 世俗的な概念としての „Gemeinde“

ツヴィングリは、隠修士のように信仰の純粹さを維持するために、人里離れた荒野で孤独な生涯を過ごした人物ではなく、むしろ、彼の構想していた宗教改革の進展のために、現実世界の中で具体的な諸難問と遭遇し、真剣にそれらと格闘した聖職者であったので、当然 „Gemeinde“ という単語についても頻繁に非宗教的な文脈の中でも使用している。

第一にツヴィングリは、農村共同体に関わる概念として、 „Gemeinde“ という言葉を適用している。彼自身が、トッゲンブルク地方のヴィルトハウス (現在のザンクト・ガレン州) という農村の出身であることを考えれば、この用法が最も身近な生活観に基づいた、ある意味では郷愁を誘う概念であったことだろう。例えば、以下のように „Gemeinde“ という言葉を用いている。「傭兵隊長は、自己本位であってはならない。というのも、もしそうでなかったならば、彼は自分にとって益となること以外は、

たとえまさにそれが全連隊にとつて最良のことであつたとしても、何もなさなないことであらうし、また、共同体に属する打ち破られた臣民達に対して、連隊の恥となることをも行い、人々に対して悪事を働き、富裕な者から財産を奪つて破滅させ、⁽¹⁾ 貧しい者を排斥し、完全に打ち砕いてしまうことであらう」。ここで使われた「共同体」という言葉の意味は、明らかに戦いに敗れて傭兵達に略奪されている民衆達の生活母体を意味している。その他に、ツヴィングリは、生活共同体という社会的な存在それ自体だけではなく、その組織に属する個々の構成員の総体として、つまり、「人々の集まり」や「住民」という意味としても用いている。⁽²⁾ 概してツヴィングリの用いる „Gemeinde“ という概念は、非常に多義的でその意味や具体的な対象を確定し難いことが多い。

ただし、山脈に囲まれた原初三邦等のスイス中央部では „Gemeinde“ 自体が、生活共同体という意味だけではなく、政治的な立法機関としての議会 (Landsgemeinde) や統治組織的な役割を持っており、ツヴィングリもそれに該当する用法として、例えば、 „Gnedigen lieben heren, amman, rat unnd gmeind zu (o) Schwytz.“ という形で、この単語を使用している。⁽³⁾ この用法は頻繁に使用

され、上述の農村邦のシュヴィーツの他、ウーリ、ウンターヴァルデン、ツーク、グラールス、アッペンツェル、トッゲンブルク等の地域に対しても使われている。⁽⁴⁾

次にツヴィングリにとって“Gemeinde”とは、農村共同体のみに関する概念ではなく、都市の共同体や同職組合についてもこの言葉を用いている。その際、恐らく彼が実生活を過ごしていたツンフト支配型の都市チューリヒの内部にあった様々な共同体のことを、つまり、職能代議制によって市政に対して直接的な影響力を持っていたツンフトやそのような機能を持たない仲間団体等を念頭に置いていたと推察される。⁽⁵⁾ チューリヒ以外にも、ベルン、ルツェルン、バーゼル、フリブール、ゾーロトゥールン、シャフハウゼン、ザンクト・ガレン、ブレムガルテン、メリンゲン、ラッパースヴィル、リヒテンシュタイン、エルザスのミュールハウゼン等の諸都市の共同体⁽⁶⁾に対して用いられている。

しかも、ツヴィングリの著作内の文脈において判断する限り、彼が特別に意識的に農村と都市の“Gemeinde”について性質上の区別を行った形跡はほとんど認められず、むしろ、この言葉を両者の包括的な概念として用いている印象は否めない。例えば、*„in sunders für unsere*

gnädigen herren, ein burgermeister, einen eersamen, wysen radt diser statt Zürich und ein ganze gemeind, es sye in der statt oder uff dem land.“⁽⁷⁾ *„Den frommen, vesten, ersamen, wysen burgermeister, schuldeheissen, ammannen, räten, burgeren und gemeinden zu (o) Bern, Lutzern, Ury, Schwytz, Underwalden, Zug, Glaris, Basel, Friburg, Solendurn, Schaffhusen, Abtzell, ouch dero verpündten und zu (o) gwandten.“*⁽⁸⁾ 等と表現しているのである。両者の“Gemeinde”の政治的な形態としての実際上の内実の相違にもかかわらず、例えば、都市のツンフトでは市参事会に対する発言権や政治的な自治権が比較的多く認められていたのに対して、農村では領主制支配の下での共同体の従属関係が相対的に強かったこと等の違いがあったのにもかかわらず、ツヴィングリの意識の中ではほぼ同じ特質を持った一つの空間であったのであろうか。

そして、ツヴィングリ自身が、そのような生活空間、すなわち、“Gemeinde”を基盤とした政治社会的な形態が、古代ギリシャ・ローマの時代にまで共有されていたと考えていた痕跡も、以下の箇所などに見られる。「古代の異教徒の世界においても民衆達は、(天から使わさ

れた警告者を)、つまり、彼がその誠実な人柄から諸共同体の中で価値のある演説を行えば、民衆を悪徳から守り、美德へと誘うような人物を持っていたのである」と。ここで述べられた警告者とは、ユダヤ教の預言者に類似した存在として、恐らくアテネ市民にとつてのソクラテスのような人物を念頭に置いていたのであり、従つて、その時代の共同体とは、ギリシャの都市国家としてのポリスやその中のアゴラでの会議、あるいは、共和制時代のローマの元老院のことではないだろうか。

最後に、ツヴェイングリの共同体論は、都市や農村の共同体といった狭い概念に留まらず、より広い包括的な対象をも問題にしていたのである。特に以下の文章は、注目すべき表現を含んでいる。「スイス盟約者団は、まるで一つの都市、一つの統治体、一つの共同社会に等しい存在である。まさに全ての者が等しく自由である一つの統治体の支配下にあつて、ある者が恥知らずにも罪を犯し、法を抑圧しながらも、罰せられずにいるならば、その罪の責任をその共同体全体が負うことになり、従つて、全ての者に対して法的な弾劾と告発がなされ、そのためにも神も共同体全体を罰せられることになる。それ故にまさに(カトリックに留まつている)五邦の振る舞いは、

誉れある盟約者団にとつて神を冒瀆し、破滅をもたらすものであるから、私たち(チューリヒとベルン)は、かの五邦の者達が罰せられるか、さもなければ、私たちが彼らと共に根絶されるかという現状であることを認めねばならない。なぜなら、私たちは、彼ら五邦の人々の共同市民として共同の責任者、法的な仲間、そして、兄弟団の同僚のごとき存在だからである」。(11)ここで明かなように、ツヴェイングリ自身の意識の中ではまさに“Eidgenossen-schaft”(スイス盟約者団)それ自体が、一つの共同体であつたのである。(12)しかしながら、当時それは、主要な十三邦によつて構成された緩やかな政治的な同盟組織であり、信仰問題によつて分裂し、対立しており、従つて、とても統一のとれた一つの連邦国家とは表現できないような存在であつたのである。(13)それにもかかわらず、ツヴェイングリは、盟約者団それ自体が、彼の抱いていた信仰によつて神のために奉仕する一つの共同体であるべきだと考えていたのである。(14)そして、そのような共同体は、神聖ローマ帝国領内全土にも、あるいは、異教の世界にも、そして、世界全体にまでも拡大すべき概念であつたのであろう。(15)

注

- (1) 原文は次のように表現されている。 „Er (= Hauptmann) sol nit eigenützig sin; dann wo imm anderst, wurd er nütz tu(o)n, denn das zu(o) sinen nutz diente, ob es glych gemeinen regiment das aller best wär, ouch gegen den überwundnen und undertanen der gemeind des regiments schand ynlegen, die lüt übel halten, die rychen verderben, die armen vertringen und gar ze nüt machen.“ (ZSW, Bd.3, S.579.) の文章の現代ドイツ語訳は、以下の箇所を参照のしよ。 Vgl. Thomas Brunnenschweiler/Samuel Lutz (Hgg.), *Huldrych Zwingli: Schriften*, Bd.3, Theologischer Verlag Zürich, Zürich 1995, S.26.
- (2) Vgl. ZSW, Bd.1, S.119; ebenda, Bd.2, S.447, S.474; ebenda, Bd.3, S.435.
- (3) Ebenda, Bd.1, S.165.
- (4) その他同様の用法として以下の箇所などが挙げられる。 Vgl. ebenda, Bd.1, S.167; ebenda, Bd.2, S.14; ebenda, Bd.4, S.53, S.56, S.382 (Z.8); ebenda, Bd.6/2, S.444 (Z.5), S.566 (Z.18); ebenda, Bd.6/3, S.317.
- (5) Vgl. 森田安一著『スイス中世都市史研究』(山川出版社、一九九一年)二二二頁。
- (6) 以下の箇所をとり、 „Gemeinde“ という言葉の同様な使用例が認められる。 Vgl. ZSW, Bd.3, S.397; ebenda, Bd.4, S.206; ebenda, Bd.5, S.10, S.79; ebenda, Bd.6/2, S.263, S.419, S.444 (Z.3); ebenda, Bd.6/4, S.185 (Z.1). なお、本文中に表記した十三の地名のドイツ語、シホルン

ウゼントリヒテンシュタイン以外は、全て現在のスイス国内に属する都市名である。

- (7) Ebenda, Bd.4, S.714-715.
- (8) Ebenda, Bd.5, S.10.その他にも以下の箇所におけるザインタリが、都市邦と農村邦両方の „Gemeinde“ を同一のカテゴリーで描写しているように思われる。 Vgl. ebenda, Bd.3, S.319, S.477, S.482, S.551; ebenda, Bd.4, S.686, S.697; ebenda, Bd.5, S.254, S.443 (Z.1); ebenda, Bd.6/2, S.710.
- (9) 原文は、次のように表現されている。 „Ja ouch by den heyden habend sy söliche menner gehept, die uss trüw inden gemeinden thüre reden thätend, daß das volck vorlasten vergoumet unnd zu(o) tugenden gezogen wurde. Deren vil by den Griechen unnd Rhömern, so man die historien liß, funden werdend.“ (ebenda, Bd.6/2, S.300.)
- (10) 五邦とは、当時チューリヒ市と敵対していたスイス山間部にあるシユヴェイツ、ウンターヴァルデン、ウーリ、シューク、ルツホルンのことである。
- (11) Vgl. ebenda, Bd.6/5, S.233-234. 参考として原文は、以下のような表現になっている。 „Es ist ein Eydgno-schaft glych wie ein statt und ein regiment und ein genosse. Wo nun in einem regiment, da jederman glych fry ist, jeman unverschamt sündet und das recht underdruckt und der selbig nit gestrafft wirt, so behaffet die sünd die ganzen gemeind, also das man die ansprach und klag an sy alle hatt, und strafft ouch gott die ganzen gemeind

darumm. So nun ir, der 5 orten, wesen gotzlesterlich und verderplich ist einer loblichen Eydgnoschaft, so mu(e)ssend wir sehen, das sy gestrafft, oder (wir) mit inen usgerüet werden; dann wir sind als ire mitburger mihafften, mitsellen und brü(e)der.“この文章の邦訳は、『宗教改革著作集五—ツヴィングリとその周辺—』(教文館、一九八四年)三七八頁に所収されているが、本稿では私自身がこのテーマに沿った形で改訳した。また、こので用いられている „genossame“ という言葉は „Gemeinde“ とは本来別の単語ではあるが、この文脈上ではほぼ同意語として使用されている。このように „genossame“ という単語自体の言語学的な考察については、以下の文献に詳しく言及されている。Vgl. Bader, *Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde*, a.a.O., S.3-13.

(12) その他 *„die gantz gemeynd einer loblichen Eydgnoschaft“* (ZSW, Bd.5, S.292.) という表現等に、スイス盟約者団の一体性という世界観を見ることが出来る。

(13) この同盟の内実は、現実には内容上異なる十個の同盟関係の総体に過ぎず、最終的にはフランス革命期まで存続することになる。Vgl. 前掲、森田『スイス中世都市史研究』一—二頁。

(14) 以下の箇所では、ツヴィングリ自体が神聖ローマ皇帝の支配下には、スイスと同様な „Gemeinde“ が広がっていたと考えている形跡が認められる。„Zum andren, das man gottes wort mit der leereren verstand und ublegen nit überwaltige, sunder, ob gottes wort an ein ort dunckel ist,

ublege mit gottes wort ub ein andren ort, da es klar ist, wie man dann in allen keiserlichen gemeinden statt- und landsrechten thu(o)t.“ (ZSW, Bd.5, S.12.)

(15) 例えは、以下の表現などはそのよびなツヴィングリの世界観を如実に表していると思われる。„sunder so wüsembar ist, das alle gemeinden in aller welt darumm gehalten werdend, das der gemein man ouch dörffe zu(o) den dingen, die an gemeind gebracht, raten und reden, vil me zimpt uns in diser schwären zyt, da unser seel, eer, lyb und gu(o)t in gevar stat, mit vergunst tüwer, unser lieben herren, von unseren dingen nach notturfft reden.“ (ebenda, Bd.6/4, S.185-186.)

(三) 信仰に関する概念としての „Gemeinde“

ツヴィングリは、しばしば „Gemeinde“ という言葉を „Kirchhöri“ や „Kirche“ などの信仰共同体 (Pfarrgemeinde) を意味する単語とはほぼ同義語として並列的に使用している⁽¹⁾。つまり、それは彼にとって現実に地上に存在する個々の共同体や教区を意味していたが、その実際的な内実は、牧師の説教の内容を監視し、信徒達の生活を見張り、全体として教会に関する事柄について決定する権限 (ius reformandi) 等を持った宗教改革の基盤に

映っていたのであった。⁽²⁾ また、その共同体には、神の靈の働きと福音の告知によって真の普遍的な教会の一部の構成要素を担う可能性が秘められてはいるが、しかしながら、その内部には真のキリスト者とそうでない者とは混在しており、従って、再洗礼派の主張するような選ばれた者だけの真の外的な純潔の共同体とは異なるものである。なぜなら、個々の信徒が真のキリスト者であるのか、それともそうでないのかを裁定する能力は、唯一神の権能に属することであって、従って、そのような行為自体が、人間の側からでは判断不可能なことであるからである。⁽³⁾

また、具体的にその共同体は、洗礼や聖餐等のサクラメントを実施する場であり、しかも、天国への扉を開き閉じる権限、つまり、破門(Kirchenbann)の決定権を所有し、⁽⁴⁾ 十分の一税に関する問題を実際に処理し、⁽⁵⁾ 教義内容を自ら選択し、それにふさわしい説教師を選出する権限を保有すべきものであった。⁽⁶⁾ しかしながら、そのような教会に関する事柄に対して、ツヴェイングリは無条件の決定権を共同体に認めただけではなく、預言者的な教師の発言権、つまり、聖書に精通した知識人の役割も大幅に承認している。⁽⁷⁾ そのような信仰共同体としての

„Gemeinde“を十六世紀初頭の世界だけではなく、古代原始キリスト教世界の教会、例えば、エルサレム、コリント、ガラテヤ、フィリピの諸教会、⁽⁸⁾ さらには、その対象を拡大して一つの信仰共同体としてのイスラエル民族全体に対しても使用している。⁽⁹⁾ 従って、ツヴェイングリの心の中では、現在の自分達の教会と原始キリスト教社会との間の連続性が強く意識されていたのであり、さらには、真の共同体の在り方の原型をそこに求めていたのである。

興味深いことには、ツヴェイングリにとって異端として排斥すべき対象であった再洗礼派の信仰共同体、つまり、選ばれた者達だけが自覚的に集い、財産共有制に基づいて原始キリスト教社会への回帰を試みた共同体(Gütergemeinschaft)に対しても使用しているのである。⁽¹⁰⁾ しかしながら、別の箇所ですツヴェイングリは、(使徒行伝の二十四章五節・十四節と二十八章二十二節を引用して)自己の正当性を主張した再洗礼派の人々の共同体を、„ein gemeind einer christlichen kirchen“に對立する概念である分派(„Sekte“)として、その分離主義的性格を鋭く批判している。⁽¹¹⁾ つまり、本質的には再洗礼派の共同体は、ツヴェイングリの抱いていた共同体からは脱落した異

質な存在であったのである。

ツヴェイングリの“Gemeinde”概念が最も典型的に表れているのは、一五二三年に執筆した『六十七箇条の提題』の注解と論証」という著作の第八条についての詳解にある。「私たちが今日『教会(die Kirchen)』と呼称しているものを、旧約聖書ではしばしばヘブライ語で“kahal”あるいは“makhal”と、ギリシヤ語では“ecclesia”と、ラテン語では“concio”と呼んでいることは、御気づきのことだろう。そして、ドイツ語を話す人にとつて“kirck”や“kirch”という単語は、信徒の集いにおいて神の言葉を告知し、洗礼や聖餐式などを実施する場所としての教会という建物を意味しているが、このドイツ語の表現は、上述した諸単語の翻訳としては実際には不適當である。というのも、“kahal”や“ecclesia”や“concio”という言葉は、聖堂という建造物を意味するのではなく、民衆の集いや交わり、そして、その共同体(ein versammlung, gemeinsame oder gemeind des volkes)を示す表現であるからだ。従つて、聖書にある『民衆(volck)』という言葉には、多くの場合には“gemeind”という単語を用いるべきであろう⁽¹²⁾。そして、このように“Gemeinde”という言葉を、土地を媒介とした制度ではなく、信仰を基

にした人間の集合的な状態に使用しているケースは、その他にも頻繁にみられるが、また、特別に“gemeynder”(会衆)や“mitgemeinden”(同僚)という表現を使ってより明確にその意味を強調している場合もある⁽¹⁴⁾。

その同じ著作の中で引き続きツヴェイングリは、“Gemeinde”という言葉の持つ二つの意味、すなわち、すでに本稿で上述したドイツ語の“Kirchhori”やラテン語の“parochia”に該当する居住地によって決定される実在の可視的な共同体(教区、聖堂区、牧師管区)と、もう一つ別の異なる不可視の教会、つまり、イエス・キリストという不動の岩の上に建てられ、その体と死に与ることによつて神の側から選ばれた全ての信徒達によつて構成される共同体について説明している⁽¹⁵⁾。当然その共同体は、しみやしわとは全く無縁な神聖さを保ち、そして、この中に属する者は、決して地獄に落とされることなく、永遠の生を与えられるのである。しかしながら、その共同体は、地上においては肉的に結合せずに不可視のままに散在し、神のみが認識し、神の霊と福音への信仰によつて一つの集いとして結びつけられているのであり、それ故に、古代の教父達の権威には立脚しないのである⁽¹⁶⁾。従つて、たとえインド人であつてもキリストに対する正

しい信仰を持つていれば、そこに参加することのできる教会であり、すなわち、あらゆる時代や全ての地域に生きる真のキリスト者を包括し、最後の審判の時までは一カ所に集合しないものである。つまり、これは、キリストの配偶者としての普遍的な唯一の教会 (ecclesia catholica)、すなわち、「使徒信条」の中で描写された「聖徒の交わり (sanctorum communio)」のことであり、従って、教皇や司教達の行う宗教会議はそれに該当しない。しかしながら、それは、決して到達不可能な理念的概念の中の世界、例えば、プラトンが描写した「イデアの国」のような存在ではなく、真の神の言葉が語られることよって、可視的な共同体となり、実現可能な実体へと変貌しうるものなのである。⁽¹⁸⁾

また、ツヴェイングリは、ルターとの間に生じた聖餐論の解釈の相違を巡って、「Gemeinde」という言葉を用いて、特にそれを「コリント人への第一の手紙」の十章の独訳に利用して自説を主張している。「パウロは、それ以前の箇所 *gemeind* や *gesellschaft* と自ら呼んだものを、今や『コリント人への第一の手紙』の十章十七節で) 多くの人々の集まり (*die menge*) や大勢の団 (den *hufen*) と名づけている。つまり、そのことから、彼がキ

リストの血の授与について言及したのではなく、*gemeind* について語ったのであり、従って、私たち自身が、キリスト教的な集団、教会、交わり、すなわち、キリストの血と体の *gemeind* であることが御分かりになると思う。それ故に、偶像の体や交わりやその *gemeind* の下に集うことは、私たちには全くふさわしいことではないのである。パウロは『コリント人への第一の手紙』の十章十七節で) 『私たちは、一つのパンであり、一つの体である』とも述べている。パウロ自身は彼が以前に言及したそのパンが、私たちキリスト者それ自体であると述べているにもかかわらず、一体誰が、この箇所でパウロがキリストの体を裂いて授けることについて言及する意図を持っていたと解しようというのであろうか。私たちは同じ一つのパンであるのに、一体どのように裂かれて授与されうるといえるのであろうか。あるいは、私たちが相互に食い合うというのであろうか。その意味は、神に感謝を述べて葡萄酒を飲む行為それ自体が、キリストの血の *gemeind* に他ならないということである。つまり、神に感謝を述べながら葡萄酒に満たされた杯を手に持って心を打ち明ける者が、キリストの血の交わりに属しているのである。従って、私たちがパンを裂いている

ときに、私たち自身がキリストの体の教会、つまり、その *gemeind* なのである。というのも、私たち自身、つまり、多くのキリスト信徒それ自体が、(キリストの) 全ての *gemeind* であり、一つのパンであり、体であるからである。

どのようにパウロが、(十字架上のキリストの) 真の体、つまり、サクラメントの体から、寓喩的にそれとは別に理解されるべき体である私たち自身へと移っていったのかを理解して欲しい。そして、どのようにして私たちがキリストの血と体の *gemeind* であるかという経緯だけではなく、なぜそうであるのかという原因をも教えることにしよう。その理由は、私たちが、(つまり、聖餐式に参加している全ての兄弟達である *gemeind* が、) 一つのパンから互いに分かれているからである。つまり、私たちに明らかになったのは、キリストの体を裂いて授けることについて語ったあらゆるたわごとが、まるで霧のように根拠のない主張だということである。なぜなら、パウロは、キリストの体の *gemeind* である私たちは、一つのパンから分かれているとは述べているが、私たちがキリストの体を互いに分けるとは述べてはいないからである⁽¹⁹⁾。

ツヴィングリの聖餐論に関しては、ここでは問題の所在が異なるので、詳細には言及できないが、この引用箇所ではカトリックの化体説やルターの共在説⁽²⁰⁾に対して、パンと葡萄酒にはいかなる意味においてもキリストの血と体が実在することはなく、ただそれを象徴する記号に過ぎないという彼独特の象徴説が主張されていることは間違いない。つまり、その思想とは、キリストが現在するのは、サクラメントの中においてではなく、それに参加している人々の信仰の中に見られるという信仰中心の主観主義的な聖餐論である⁽²¹⁾。ただし、ここで最も注目すべき点は、その聖餐論自体の論理的整合性や信仰的な深さという問題ではなく、むしろ、"Gemeinde" という言葉が彼の主張の中でも極めて重要な役割を演じているその事実である。しかもその上、しばしばその言葉が、実際の意味を明確には確定できない文脈の中で用いられ、非常に多義的な広がりや曖昧さ、つまり、邦語で表現すれば、「参加」、「交わり」、「多くの人々の集い」、「共同体」、「教会」という多様な翻訳が可能余地を残しているにもかかわらず、根本的には現実に存在する生きた人間やその集団を基軸にした概念なのである。ただし、たとえその聖餐式を実際に行う場は現実の可視の共同体であつ

ても、ここで表現された“Gemeinde”とは、幾つかの場合にはキリストに連なる不可視の眞の共同体を意味していると考えられる⁽²²⁾。しかしながら、それは、可視の教会とは決定的に断絶した空想の世界の産物ではなく、現実の世界との間に著しい連続性を持つていた存在であることは再認識しておくべきであろう。つまり、キリストの体とは、パンの中にあるのではなく、聖餐式での共同の食事という形で、そこに集まった共同体の中にあると考えていたのであり、さらに、その全共同体内の神の現在とは、具体的にはキリスト者の相互の兄弟愛という信仰のあかしを意味していたのである⁽²⁴⁾。従って、総体的にツヴェイングリの聖餐論の中には、空虚な神学的抽象論や神秘主義的な非合理性とは全く異なった生活に根ざした実際主義的な要素が強く認められ、それ故に、ここで表れた彼の主張とは、現実に彼が日常的に社会生活を営み、霊的な指導者として活動してきた“Gemeinde”という一つの世界での具体的な実体験に基づきながら、神によって自分に啓示された内容を意識的にロゴス化した成果であったのである。そのような点を考慮に入れるならば、マールブルクの会談で彼の象徴説をルターによって反駁されたことは、ツヴェイングリがその時まで実社会の中で

葛藤してきた全ての信仰生活の軌跡を根底から否定されたことに等しかったのではないだろうか。

注

(1) このような二つの単語の並列的な使用は、以下の箇所等に見られる。Vgl. ZSW, Bd.2, S.126, S.277, S.280, S.281, S.283, S.301, S.682; ebenda, Bd.3, S.374, S.534; ebenda, Bd.4, S.31, S.69.

中世後期になると、村落共同体と信仰共同体との結びつきが濃密になり、その結果しばしば両者の形態が外見上同一であるかのように重なり合う傾向となった。また、一般的に“Kirchort”という特別な形をとったスイスの信仰共同体には、団体的で共同体的な思考性(Verbandsrechtlich-genossenschaftliche Denkweise)が強く、特に単居定住農家や散居型小集落(Hof- und Streusiedlung)が多い地域では、そのような形態の共同体形成が進んでいった。Vgl. Bader, *Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde*, a.a.O., S.188-193.

(2) Brunnschweiler/Lutz (Hgg.), *Huldrych Zwingli: Schriften*, Bd.1, a.a.O., S.447 (Anm.74).

(3) Vgl. Farmer, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.6-7.

(4) ZSW, Bd.2, S.120, S.276ff, S.335, S.682; ebenda, Bd.4, S.427ただし、ツヴェイングリは、破門の主要な目的を教会全体の維持やその浄化に置かず、むしろ、罪を犯

- した人間の悔い改めにその中心的な問題関心を設定した
のである。Vgl. Stephens, *Zwingli*, a.a.O., S.117.
- (5) Vgl. ZSW, Bd.2, S.613 ; ebenda, Bd.3, S.374-469 ;
ebenda, Bd.4, S.348.
- (6) Ebenda, Bd.3, S.78 ; ebenda, Bd.4, S.75-77.
- (7) Ebenda, Bd.4, S.426-427. この問題については、
ヴィンゲリが考察した信仰共同体では、近代的な憲法に
基づく民主主義の原理や多数決の原則ではなく、神の靈
に満ちたカリスマ性(Die pneumatisch-charismatische
Gemeinde)が重視されたからだとこの見解もある。Vgl.
Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O.,
S.14, S.21.
- (8) ZSW, Bd.2, S.446, S.447, S.682(Z.20), S.683 ; eben-
da, Bd.4, S.404, S.424, S.426.
- (9) Ebenda, Bd.2, S.277 ; ebenda, Bd.4, S.422.
- (10) Ebenda, Bd.3, S.78 ; ebenda, Bd.4, S.207, S.211,
S.432.
- (11) Ebenda, Bd.6/1, S.555.
- (12) Ebenda, Bd.2, S.56.この文章の現代ドイツ語訳は、以
下の箇所である。Vgl. Brunnenschweiler/Lutz(Hgg.), *Huld-
rich Zwingli: Schriften*, Bd.2, a.a.O., S.64.また、別の場所
でも、ほぼ同じ類いの論理を展開している。Vgl. ZSW,
Bd.3, S.69ff.
- (13) Vgl. ebenda, Bd.2, S.277, S.301 ; ebenda, Bd.4, S.704,
S.808, S.809.
- (14) Vgl. ebenda, Bd.6/2, S.231, S.233.
- (15) Ebenda, Bd.2, S.56-58. その他、この二種類の
„Gemeinde“ についての言及は、以下の箇所等にも見られ
る。Vgl. ebenda, Bd.2, S.682-689 ; ebenda, Bd.3, S.47ff.
- (16) Ebenda, Bd.2, S.62.
- (17) Ebenda, Bd.2, S.682.
- (18) Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwing-
li*, a.a.O., S.3-5 ; Courvoisier, *Zwingli*, a.a.O., S.57. 基本的
にソヴィンゲリは、公会議(concilium)の役割を評価せず、
具体的な宗教問題に関して民衆も含めた全てのキリスト
教徒の会合を理念的に構想していた。Vgl. ZSW, Bd.1,
S.127 ; ebenda, Bd.2, S.448 ; ebenda, Bd.3, S.77.
- (19) Ebenda, Bd.6/2, S.232-233. その他にも、ソヴィンゲ
リが聖餐論に„Gemeinde“ という言葉を利用して説明して
いる場所が多々ある。Vgl. ebenda, Bd.6/1, S.324-334 ;
ebenda, Bd.5, S.471 ; ebenda, Bd.4, S.18-24, S.860.また、
その中でも最後の箇所には、その邦訳が存在し、前掲
『宗教改革著作集五』三四七頁に所収されている。
- (20) カトリックの化体説とは、聖餐式においてパンと葡萄
酒の偶有性は存続するものの、その全実体はキリストの
血と肉の全き実体へと変化するという教義であり、トリ
エント公会議(一五四五年～一五六三年)によって確認
された。それに対して、ルターの唱えた共在説は、聖餐
のサクラメントではパンと葡萄酒の本来の実体は保持さ
れた状態であるが、それと同時にその中にキリストの血
と肉とが実在するという主張であり、従って、マールブ
ルクの会談(一五二九年)では、より合理主義的な聖餐

論を主張したツヴェイングリと激しく対立したことは余りにも有名である。

(21) Vgl. Ernst Bizer, *Studien zur Geschichte des Abendmahlstreits im 16. Jahrhundert*, Darmstadt 1962, S.13.

(22) ファルナーによれば、一五三〇年頃からツヴェイングリの教会論に大きな変化が生じたが、その背景には、再洗礼派との論争とそれを契機とした予定論の展開、さらには、世俗的な事柄と靈的な問題を混合した神権政治的な国家観(Die theokratische Vorstellung)が前面に登場してきた事実等が挙げられるというのである。

ツヴェイングリの一五二二年～二八年の間の教会論は、全体として三つの段階で展開している。第一にツヴェイングリは、真のキリスト者の共同体、つまり、キリストを頭とした不可視な真の教会(eclesia catholica)を問題にしている。第二に現実存在する可視的な個々の教会(eclesia particulares)が挙げられる。第三に挙げられるのは、自分自身をキリスト者であると表面上は信仰告白した全ての人々に対して用いられた教会概念であり、その中には不信仰者が多く混ざっているため、従って、真のキリストの教会とはほど遠いものである。この状態に對して神は、最後の審判の時までは小麦と雑草とが一緒に成長することを忍耐されているのである。

一五三〇年頃にツヴェイングリの教会論は変化し、第一に「使徒信条」の中の真の普遍的な教会の概念が、神に選ばれ救済を予定された者達の教会へと発展し、それと同一視することになる。次に、キリストに信仰告白をし

た全ての者達の集団が、真のキリストの教会とは規定できない「不完全で普遍的な、そして、知覚できる可視の教会(eclesia sensibilis oder visibilis)」つまり、雑草と小麦とが混在している教会に等しいものと考えられるようになったのである。ただし、その中に何人かの優れたキリスト者が属している場合に限って、その教会はキリストの教会と呼ばれることもありうるのである。最後に、現実に存在する個々の教会は、そのような不完全な普遍的な可視の教会の中に組み込まれるが、ツヴェイングリにとってそれは、市民的な共同体と等しいものとなつていたのである。Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.O., S.3-9.

そのようにツヴェイングリ自身は様々な教会観を抱いていたが、今回は彼の用いたドイツ語の“Gemeinde”という言葉に適応した用例に限ったので、実質的には二種類のものについてしか言及できなかった。

(23) Vgl. 前掲、ビュッサー『ツヴェイングリの人と神学』九十八頁。また、聖餐式をキリスト教共同体の誓約の一つと考え、誓約によって設立されていた当時の都市共同体と同様に、信仰共同体も誓約団体的な性格を保有していたと規定する考え方もある。Vgl. Bickle, *Die Reformation im Reich*, a.O., S.56.

(24) Vgl. Wandel, „Brothers and Neighbors,” a.O., S.371-374.

(四) 結語

果たしてツヴェイングリは、「共同体宗教改革」の担い手である平民達に最も多くの思想的な影響を与えた神学者であったのだろうか。それともシリングの述べるように、ツヴェイングリとルターとの間の神学的な相違は、むしろ、聖餐論のみにあつたのであつて、社会倫理に関してはほとんど認められないのであろうか。⁽¹⁾ 無論それらの問いに対する正確な返答は、ルター等のその他の有力な宗教改革者の抱いていた“Gemeinde”概念を分析していない現段階では、不可能ではあるが、ただし、当時の民衆の心性の中にツヴェイングリやその周辺にいた神学者達の思想的な影響を完全に否定することもまた不可能であらう。

また、今回の分析によって以下の三点において、ブリックレの「共同体宗教改革論」の有効性が実証されたように思われる。第一に、農村の出身で、しかも、チューリヒ市で聖職活動をしていたツヴェイングリにとつて、都市と農村の二つの種類の“Gemeinde”は、その相違性以上に共通の一つの生活空間として意識されていた形跡があり、従つて、ツヴェイングリには宗教改革を都市

に限定しようという意図や都市だけの出来事だという意識は、ほとんど見られない。第二に、蜂起の際の抗議書等にみられる農民達の宗教的な要求とツヴェイングリの共同体論は、ほとんど大枠において矛盾しない。というのも、当時の農民達が求めていた諸願望、つまり、純粹な福音の説教、共同体による聖職者の選出権や教義内容の決定権、聖職者の任地定住義務、信徒に経済的負担のかからない教会運営、教会裁判権の削減等の事柄に対しては、ツヴェイングリは総じて彼らにほぼ肯定的な見解を示しているからだ。第三に、ツヴェイングリの共同体論は、信仰義認と兄弟愛によってのみ規定されるものであつて、ある一定の社会身分や階級を排除するものではなかつたのであり、平民と呼ばれた全ての人々にも門戸を開いていたのである。⁽³⁾ 従つて、特に神権政治的な傾向が強まる以前は、明らかに彼は平民達とほぼ同様の“Gemeinde”を基盤とする宗教改革を意図していたのである。

しかしながら、ツヴェイングリの構想していた共同体と平民達のものとの間に多少の温度差のような不一致が、いや、たとえそれが僅かに感じられても実際には看過できない大きな相違点が見え隠れするのである。第一に、ツヴェイングリには可視の現実の共同体に対しては、確か

に世俗的な事柄をも絡めた大幅な宗教的な主権というものを認めてはいるものの、全幅の信頼をそこに寄せているわけではなく、しかも、預言者的な知識人の役割も重んじていることが指摘できる。結局その共同体と真のキリストの体とを完全に同一視することができなかつたのは、アウグステイヌスやルターと共通した現実世界に対する悲観的な人間観というものが根底にあり、それがあする意味では平民達による無条件の宗教的自己決定権を承認することまでには至らなかつた要因ではないだろうか。第二に、ツヴェイングリが自ら構想していた信仰共同体から、再洗礼派を除外したことが挙げられる。そもそも西南ドイツやスイスの再洗礼派の担い手は、農民戦争に参加した人々と同一の社会階層、すなわち、平民に属していたのであり、また、その運動の基本的な性格は、宗教改革の倫理の社会・政治的な実現という「積極的な抗議形態」が、農民反乱の鎮圧によってその挫折を体験したために、世俗の政治的な秩序からの離脱という「消極的な抗議形態」へと移行したものと規定できるのである。⁽⁴⁾従って、ツヴェイングリによる再洗礼派への攻撃とは、変質し既に少数派へと転落してはいたが、平民達による共同体宗教改革運動の一つの流れに対する冷淡な絶縁状を

突きつけたことを意味しないだろうか。最後に、ツヴェイングリの抱いていた“Gemeinde”概念は、被支配者としての平民達だけではなく、権力側に参加している社会集団、あるいは、権力機構そのものをも含んでいた。当時のチューリヒ市が領邦権力として周辺農村を支配していた現状を考えれば、その都市を基盤に宗教改革を實踐していくためには、権力政治的な要素を捨象していくことは不可能であつたのだらう。⁽⁵⁾結局のところ、ツヴェイングリの共同体論は社会的な中上層にいた知識人としての性格をも帯びていたのであり、従って、平民達の共同体宗教改革は、たとえツヴェイングリやルター等の思想的影響の片鱗をとどめていたとしても、サブカルチャー的な独自の世界の中で発展していったものではないだろうか。

注

- (1) Vgl. Schilling, "Die deutsche Gemeindeformation," a.a.O., S.331.
- (2) Vgl. Blicke, *Die Reformation im Reich*, a.a.O., S.113.
- (3) 兄弟愛というものを通して、ツヴェイングリは、個々の信仰深いキリスト者の内面においては共同体的なものとして個人的なものが、外面的なものと同面的なものが互いに結合していると考えていたのであり、また、そのような兄弟愛に基づいた共同体は、当時のチューリヒ市に

住むすべての人々に開かれるべきだと主張していたのである。Vgl. Wandel, „Brothers and Neighbors,“ a.a.O., S.371-374.

(4) Vgl. Bickle, *Die Reformation im Reich*, a.a.O., S.133.

(5) 結局ツヴィングリの晩年には、市参事会と結びついた神政主義的な思想が強まり、以前には認めていた宗教的な事柄に対する個々の共同体の権限を縮小させていったのである。Vgl. Farmer, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.13, S.111-134; Pollet, *Huldrych Zwingli et le Zwinglianismus*, a.a.O., S.124ff.